

松 本 市 入 札 心 得

平成25年10月4日改正

平成26年4月30日改正

平成27年4月1日改正

平成28年1月1日改正

平成28年4月1日改正

平成28年11月1日改正

平成31年4月17日改正

令和5年3月1日改正

令和6年10月21日改正

(趣旨)

第1条 本市が執行する建設工事、建設コンサルタント等の業務、製造の請負、物件の供給その他の契約等に係る競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、松本市財務規則(平成3年規則第10号。以下「規則」という。)、松本市建設工事施行規則(平成6年規則第12号)のほか、電子入札システムにより入札を行う案件(以下「電子入札案件」という。)にあっては、松本市電子入札実施要綱、別に備える設計図書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)、建設工事標準請負契約約款、業務委託標準契約約款又は物件供給(製造請負)標準契約約款等(以下「契約約款」という。)、この入札心得及び現場等を熟覧のうえ入札してください。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、規則第110条の規定に基づき入札保証金を納付してください。
ただし、市長が当該入札保証金について免除をした場合は、この限りではありません。

2 入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収します。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入し、これを入札日時までに入札場所に提出しなければならない。ただし、電子入札案件にあっては、松本市電子入札実施要綱に定めるところによる。

2 入札者は、入札金額に対応した積算内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を要するものにあっては、これを入札書に添えて提出しなければならない。

3 入札書は、規則第111条第2項の規定による書留郵便等又は持参して差し出すことができます。この場合、封筒の表面に「何々入札書」と明記し封印してください。ただし、電子入札案件による場合は、市長の承諾を得た場合に限り、書留郵便又は持参することにより提出することができる。

- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないときは、無効とする。
- 5 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であると免税業者であることを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額で記載してください。ただし、設計図書等に指示がある場合は、この限りではありません。
- 6 入札参加者が代理人をして入札させるときは、通年委任の届けをしてある場合を除き入札執行前に委任状を提出して確認を受けてください。その場合、委任状は入札、見積及び復代理人の選任に関する事項のみを記載するとともに、代理人の使用する印鑑を押印してください。
- 7 前項の場合、入札書の入札者欄への記載は次のとおりとしてください。

入 札 書	住 所	松本市〇〇〇 〇丁目〇番〇号
	氏 名	A建設株式会社 代表取締役 氏 名 代理人 A建設株式会社 松本支店長 氏 名 印

※「印」は、代表取締役の印鑑ではなく、委任状に押印した「代理人の使用する印鑑」を押印してください。

- 8 入札参加者又は代理人は、当該入札に対し他の入札参加者の代理はできません。
- 9 1度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできません。
- 10 入札中に携帯電話等を使用し、外部と連絡を取ることはできません。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、指名通知書の受領ないし、入札参加の申請から入札執行の完了に至るまで（電子入札案件による場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまで）の間、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。また、一般競争入札、事後審査型一般競争入札、総合評価入札又は参加希望型指名競争入札の参加者であって、第1回目の入札を辞退しようとするときは、その辞退理由を明記してください。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接提出し、又は郵送して行う。ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札場所に直接提出して行う。
- (3) 電子入札案件による場合にあっては、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が協定をし、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行をすることができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 入札公告、設計図書等に不備があり、公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札書(電子入札案件にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録)は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定をして入札した入札書
- (4) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 入札書の金額を訂正した入札書(入札書の金額訂正は訂正印を押印しても認められません。)
- (6) 建設工事の第1回目の入札における次に掲げる入札書
 - ア 内訳書を提出しない入札者のした入札書及び内訳書に記載すべき事項の記載がない入札書
 - イ 入札金額が内訳書の工事価格と著しく相違する入札書(1万円未満の端数の切捨ては可。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行います。

- 2 前項の場合において、立会う入札者がいないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせるものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、入札参加者及び当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせないことができるものとします。

(落札者及び落札価格の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けてある場合は、最低制限価格以上でなければなりません。

なお、低入札価格調査制度の対象案件については、松本市低入札価格調査制度実施要綱の規定により、変動型低入札価格調査制度の対象案件については、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱の規定により、落札者を決定します。

- 2 落札価格は、設計図書等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定します。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち「くじ」を引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない本市職員に「くじ」を引かせます。ただし、電子入札案件にあっては、松本市電子入札実施要綱に定めるところによる。

5 一般競争入札、事後審査型一般競争入札又は総合評価入札における落札者及び落札価格の決定は、各実施要綱、入札の公告及び前4項の規定を準用します。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格、調査基準価格又は変動型基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を設けてある場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格等以上の価格での入札がないとき）は、直ちに当初入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとします。

2 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者に限ります。ただし、初回の入札において辞退した者、最低制限価格等を設けてある場合に最低制限価格等を下回った価格で入札した者、第6条の規定による無効の入札書で入札した者は参加できません。

3 再度入札においては、初回入札における有効な最低価格未満の金額で入札してください。（有効な最低価格以上の金額での入札は無効とします。）

(落札者又は落札候補者が決定しない場合)

第10条 前条の規定により再度の入札を行った場合において、落札者又は落札候補者が決定されないときは、入札日等を指定し直して新たな入札を行うか、又は再度の入札において有効最低価格の入札をした者と随意契約による見積合わせを行います。（この場合は、入札参加者全員在室のまま、1回までの見積）

(入札保証金の処理)

第11条 入札保証金は、落札者が決定したときは直ちに還付するものとします。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に切り替えるものとします。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定後5日以内（松本市の休日を定める条例（平成元年条例31号）第1条に規定する休日にあたる時、これらの日を除く。）に契約を締結してください。（契約管財課長が特に指示した場合を除く。）ただし、入札予定価格が1億5千万円以上の工事又は2千万円以上の物品購入については仮契約とします。

2 前項ただし書きの仮契約は、松本市議会の議決により効力を生ずるものとします。

3 契約に要する経費は、落札者の負担とします。

(契約保証)

第13条 建設工事の落札者は、契約締結の際に規則第124条の規定に基づき契約保証金を納付してください。ただし、規則第124条第4項第1号、第2号、第3号、第7

号、第8号又は第9号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- 2 建設工事以外の落札者は、契約締結の際に規則第124条の規定に基づき契約保証金を納付してください。ただし、規則第124条第4項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。なお、規則第124条第4項第5号の規定に基づく連帯保証人は原則として相指名業者以外の者とします。

- 3 契約者が契約を履行しない場合は、規則第124条第4項の規定に基づき免除した金額を徴収します。

(異議の申立)

第14条 入札者は、入札後、この心得、設計図書等、契約約款及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。